

# 業務の運営に関する規程

事業所名 アステック事業協同組合

## 第1 求人

1 本所は、国内全職種、ベトナム全職種に関する職業紹介に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。

いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2 求職

1 本所は、国内全職種、ベトナム全職種に関する職業紹介に関する限り、いかなる求職の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。

3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

## 第3 紹介

1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労

働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者と本書にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が特定技能制度に基づき本邦滞在中の場合は、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行ってください。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

7 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4 その他

1 本所は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。

また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

5 本所の取扱職種の範囲は、国内全職種、ベトナム、全職種です。

6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2021年 11月 1日

代表者 阿部 隆治

## 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<div style="text-align: right;"><u>2,000</u> 円</div> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス  【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の  <div style="text-align: right;"> <u>30%（または 500,000 円）</u>                          或いは1件当たりの定額手数料 円                          上記のうちどちらか高い方とする。                     </div> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の  <div style="text-align: right;"> <u>30%（または 500,000 円）</u>                          上記のうちどちらか高い方とする。                     </div> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス  【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の  <div style="text-align: right;"> <u>30%（または 500,000 円）</u>                          上記のうちどちらか高い方とする。                     </div> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【サーチ／スカウト型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;">2,000 円</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	<p>着手金</p> <p style="text-align: right;">100,000 円</p>
	<p>活動1日あたり</p> <p style="text-align: right;">50,000 円</p> <p>(または、活動1時間あたり)</p> <p style="text-align: right;">5,000 円</p>
	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">30% (または 500,000 円)</p> <p>上記のうちどちらか高い方とする。</p>
	<p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">30% (または 500,000 円)</p> <p>上記のうちどちらか高い方とする。</p>
	<p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【再就職支援型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者						
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<table border="0"> <tr> <td>着手金</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td>相談・助言終了時</td> <td style="text-align: right;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td>成功報酬</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">手数料負担者は 関係雇用主とします。</p>	着手金	10,000 円	相談・助言終了時	30,000 円	成功報酬	50,000 円
着手金	10,000 円						
相談・助言終了時	30,000 円						
成功報酬	50,000 円						
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>30% (または 500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;"><u>30% (または 500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p> <p style="text-align: right;">円)</p> <p style="text-align: right;"><u>円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。</p> <p>手数料負担者は 求人者 (または求職者) とします。</p>						

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。